

家族経営協定書（例）

（経営主夫婦の2者による場合）

第1条（協定の目的）

この協定書は、A（夫）〇〇〇〇とB（妻）△△△△が、相互に責任ある経営への参画を通じて、近代的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭を築くことを目的とする。

第2条（経営方針）

A及びBは、営農方針、資金の借入、作付計画、機械施設の導入等、家族経営の重要な意思決定に当たっては、お互いの十分な協議の上で決めることとする。

第3条（経営の役割分担）

個人の役割分担を明確にするため、A及びBは、各々の希望、特技、技能等を互いに尊重しながら、協議の上で決定した役割を下表のとおり分担し、お互いに助け合いながら共同で農業経営を行う。

| 担当者 | 役割分担 |
|-----------|------|
| A 〇〇〇〇 | |
| B △△△△ | |

第4条（収益分配）

農業経営から生じた収益について、毎月___日にA及びBの協議の上で定めた下記の額を各々の個人名義口座へ振り込むものとする。

〇〇〇〇 ___万円 △△△△ ___万円

ただし、収益が予想を上回った場合には、A及びBの協議の上で、経営に必要な金額を差し引いた額を、賞与として臨時に振り込むことができることとする。また、収益が予想を下回った場合には、A及びBが協議し、お互いに上記の額を減額する又は損失額を負担するものとする。

なお、配分額については、農業収益、経営計画に基づく企画労働、農作業労働等の従事状況を勘案し、毎年1回見直しを行うものとする。

第5条（就業条件）

（1）1日の労働時間は__時間を原則とし、農作業の繁閑によりA及びBで協議の上、延長または短縮する。

(2) 休日は、原則として月 ____日とするが、農作業の繁閑、健康状態、他の仕事への従事状況等を踏まえ、A及びBの協議の上変更できるものとする。

また、正月、盆等の休日については、A及びBで協議の上決め定めるものとする。

第6条（将来の経営移譲）

農業経営に必要な農業資産の分割を防止するとともに後継者の営農意欲を喚起するため、A及びBが有する経営権及び経営用資産については、将来、A及びBの合意に基づき移譲するものとする。

第7条（その他）

この協定書に規定されるもののほか決定すべき事項が生じた場合は、その都度A及びBが協議の上決定するとともに、必要に応じて（立会人の相談の上）改訂を行う。

付則

- (1) この協定書は平成 ____年 ____月 ____日から実施する。
- (2) この協定書の有効期限は実施の日より1年間とし、当事者から申し立てのない限り自動的に更新されるものとする。
- (3) この協定を証するため各々署名捺印し、A、B及び立会人が各1通を保有する。

平成 ____年 ____月 ____日
住所

A 印

B 印

立会人 印